

ヘンジプロによる自主的工場委員会、労代懇談會等の組織化

二、イ、これ等の闘争を通じて入衆は如實に健康保険法、工場法の缺陷を痛感し或は該首、最底賃銀制度に對する反對又は改正の要求を喚起し布氣するに至るであらう。

ロ、これ等労働者の注意欲求に於ける關心は産別的に或は地方的、歴史的に又は周圍の事情によつて各々制約されるところも大体以上の如き楷程を踏むであらう。

三、前項の闘争が有効に遂行されるならば

イ、一工場労働者等は同資本系又は同種産業又は近接工場其他一般労働者との尤も有利なる條件の下に提携を希求するに至るであらう。

ロ、一現行又は改正政府案に反對して一労働者健康保険法、

工場法改正

ハ、一労働争議調停法、治安警察法、結社組織加入の制限、同じく活動制限等に就て資本家の希冀に反し或は壓迫に抗して一この場合労働條件の維持改善を心から希冀し要求するに至るであらう。

かくて労働者は自ら提携の機會と希冀に迫られて労働者懇談會の開催を希求する。是へさる日常闘争の遂行指導と共に一方労働者代表懇談會の組織を地域的に各々廣汎に組織化すると共に一工場労働者のみでなく屋外労働者、失業労働者等をも包含せしめて一労働者代表會議に遂押進めねばならぬ。労働組合に於ては本請願闘争を通じて統一共同化の爲の闘争形態を地方的労働組合協議會相成に依て進展せしめねばならぬ。労働組合は労働者代表懇談會及び労働者代表會議に對してイ